

1 基本方針の策定について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法より

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

- ① いじめを生まない土壌づくりに努める。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる、好ましい人間関係づくりに学校全体で取り組む。

- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

- ③ 被災児童等、事情のある転入児童に対して、予断や偏見を持つことを許さず、公平・公正に接し、学校の仲間として温かく迎えるよう指導する。

(2) いじめの早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い人権感覚を身に付けていく。

- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生活指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

- ③ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。いじめゼロの学校づくりを目指すものではあるが、小さな事案を見逃さず、件数として挙げる姿勢で臨む。

(3) いじめ事案への対応と組織について

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対応チーム」を結成し、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということ指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 学校内の組織

○ 生活指導委員会

月1回、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

○ いじめ対応チーム

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW等によるいじめ対応チームを設置する。必要に応じて会を開催する。

イ 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生活指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により、敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生活指導委員会を開催する。緊急生活指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生活指導担当、PTA本部役員（4人）、三木警察署、市教委担当、いじめ防止センター職員、民生主任児童委員、校区区長協議会会長

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ防止対応マニュアルの確認 ◇年間推進計画の確認	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画	
5	生活指導委員会		
6	生活指導委員会		生活チャレンジ週間の実施 ¹ (6/7～6/11) 学校生活アンケート①
7	地区懇談会 (職員・保護者向け研修会)	学校生活アンケートの 分析と対策①	
8	職員研修		
9	生活指導委員会 ◇2・3学期の計画		
10	生活指導委員会		
11	生活指導委員会		生活チャレンジ週間の 実施 ² (11/8～11/12) 学校生活アンケート②
12	生活指導委員会	学校生活アンケートの 分析と対策②	
1	生活指導委員会		生活チャレンジ週間の 実施 ³ (2/7～2/10)
2	生活指導委員会		学校生活アンケート③
3	生活指導委員会 ◇推進計画の見直し ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	学校生活アンケートの 分析と対策③	